

小名浜港周辺エリアの価値向上に向けた可能性調査業務委託 業務仕様書

1 適用

本仕様書は、いわき市が発注する「小名浜港周辺エリアの価値向上に向けた可能性調査業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

なお、本仕様書に記載のない事項は、福島県土木部発行の共通仕様書（業務委託編）に準ずる。

2 業務目的

本業務は、いわき市小名浜地区の重要港湾小名浜港背後地に位置するアクアマリンパーク周辺の基盤整備の検討により、当該地域の価値向上の可能性を調査するものである。

アクアマリンパーク周辺は、東日本大震災以降、小名浜港周辺の一体的な整備・再生を進め、大型商業施設や観光施設等が集積され、来街者や市民等の多くの人々が訪れる地区となっている。

今後は、いわき市と双葉郡8町村をホームタウンとする「いわき FC」の本拠地となる新スタジアムの建設や、道の駅に登録された観光及び物産の発信基地である「いわき・ら・ら・ミュウ」、広域ネットワークの強化に資する常磐自動車道路と直結する小名浜道路の開通など、さらなる来街者等により、アクアマリンパーク周辺の賑わい創出に寄与する回遊性向上や滞在時間延長等が期待されている。

このことから、当該地域の地域活性化を踏まえ、周辺施設と連携した基盤整備に係る基本方針及び配置計画等を検討するものである。

3 業務場所

本業務の対象地域は、いわき市小名浜字高山地内外とする。

4 業務内容

(1) 広域交流拠点形成に向けた都市基盤整備基本方針の作成

① 都市基盤整備に係る現況調査・需要調査

新スタジアム建設に関するこれまでの経緯や検討内容をもとに、整備内容や想定される来場者数、来場者の移動手段の需要予測、整備課題等について整理する。

建設予定地及び周辺における都市基盤の整備状況、法規制状況、災害リスク等の状況について整理を行うとともに、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における津波浸水想定区域である当該地の現状を踏まえ、地域防災計画をはじめ、ハザードマップや避難ガイドライン等の本市が策定している避難に関連する各種計画における避難の考え方を整理するとともに、避難施設の配置・整備状況について整理する。

② 都市基盤整備基本方針の作成

4(1)①を踏まえ、まちづくりの目標を設定するとともに、目標実現に向けて実施する事業の効果を数値化するための調査、計測方法を設定する。併せて、都市基盤整備に係る基本方

針を作成する。

- ・目標設定及び目標設定根拠の整理
- ・目標を定量化する指標の設定
- ・計画区域の整備方針の設定

(2) 交通・駐車場対策の検討

① 現況交通量調査

交差点 6 箇所を対象に交通量調査を実施する。

- ・平日休日各 1 日、昼間 15 時間（7:00-22:00）
- ・歩行者、自転車、ピーク時における滞留長含む

② 交通影響解析・評価

現況交通量調査・既往調査資料等を基に、当該地域における適正駐車台数の試算及び駐車場対策を含む交通影響解析を行う。なお、いわき市にて実施された過年度の将来交通量推計について諸条件を整理し、再推計を実施する。

③ 代替交通手段の検討

4(2)②の検討のほか、代替交通手段（鉄道等）の検討を行う。なお、検討に当たっては、周辺の状況を踏まえ、代替交通手段の導入に係る課題等を整理するとともに、概算費用の算出を行う。

④ 交通対策協議会運営支援

行政関係及び関連団体、学識経験者等との調整を行う（仮称）交通対策協議会の運営支援を行う（回数は 3 回を予定）。受託者は協議会資料作成支援と協議出席を行い、議事要旨を作成する。なお、学識経験者の報償費及び交通費については本業務に含む。

(3) 都市基盤整備配置計画の作成

① 広域交流拠点形成に必要と考えられる都市基盤の検討

4(1)(2)で整理した内容を踏まえ、民間の投資効果を最大限に引き出すために、周辺施設（新スタジアム整備や既存施設を含む）と一体的な整備が望ましいと考えられる基盤整備内容について、導入機能、規模、配置の考え方を踏まえた検討を行う。

検討にあたっては、東日本大震災の教訓や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における津波浸水想定区域を踏まえ、来街者や市民等の津波発生時の避難対応に必要な都市基盤や施設のあり方も踏まえた検討を行う。

② 都市基盤整備配置計画の作成

4(3)①で整理した内容を踏まえ、都市基盤整備(案)を複数案(3 案程度)作成するとともに、複数案の概算事業費の算出を行う。

(4) 公民の役割分担の検討

4(1)(2)(3)で整理した内容を踏まえ、都市基盤の整備及び管理運営手法について、都市基盤の性質や連携する施設との関係性等を考慮し、考えられる公民の役割分担やリスク分担についてのパターンを検討する。

(5) 都市基盤整備基本計画の作成

4(1)(2)(3)(4)を踏まえた、都市基盤整備基本計画の作成を行う。

併せて、想定される国庫補助金対象事業の整理を行うとともに、その根拠資料及び添付書類等を作成する。

また、都市基盤整備に係る関係機関との協議資料を作成する。

なお、基本計画については、令和7年12月を目途として提出すること。

5 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日までとする。

6 打合せ協議

打合せについては5回程度とする。受注者は打合せ記録を作成の上、発注者の確認を得る。

7 成果品

本業務の成果品は、以下の通りとする。

・ 報告書	3 部
・ 成果品電子データ	1 式
・ その他資料	1 式

8 資料の貸与

市は、業務の遂行上必要な資料で、市が所有しているものについてはこれを貸与する。

9 その他

業務内容毎に資料を作成し発注者と協議を行う。

この仕様書に定めなき事項又はこの作業の施工にあたり疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議するものとする。

管理技術者及び照査技術者は、業務遂行にあたり技術士（建設部門（都市及び地方計画））又は、RCCM（都市計画及び地方計画）を有するものとする。

交通量調査箇所（案）

